

## 那須塩原市事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、電気自動車等を購入又はリース契約により導入する市内法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、費用の一部を補助することにより電気自動車等の普及を促進し、もって地域の脱炭素化の実現及び災害対応力の強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、四輪のものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ外部電源からの充電が可能な検査済自動車のうち、四輪のものをいう。
- (3) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有し、一基1基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、1基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電器で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグ差込口をいう。

オ 充電用コンセントスタンド エの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状のきょう体をいう。

(4) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド車をいう。

(5) リース契約 利用者が使用を希望する新車を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、利用者が当該購入費用を当該使用の対価として当該事業者を支払う契約をいう。

(6) 新車 未使用の電気自動車等であって、法第7条に規定する新規登録を受けることとなるもの又は法第59条第1項に規定する新規検査を初めて受けることとなるもの（軽自動車に限る。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 電気自動車等の新車を購入する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 市内に主たる事務所又は事業所を保有する個人事業主（青色申告を行っている者に限る。）又は法人（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。）であること。

イ 当該電気自動車等の自動車検査証に記載される使用者であること。

ウ 当該電気自動車等の自動車検査証に記載される所有者であること。ただし、所有権留保付きローンを利用して当該電気自動車等を購入する場合は、この限りでない。

エ 市税を滞納していない者であること。

(2) 電気自動車等をリース契約する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 市内に主たる事務所又は事業所を保有する個人事業主（青色申告を行っている者に限る。）又は法人（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。）であること。

イ 当該電気自動車等の自動車検査証に記載される使用者であること。

ウ 当該電気自動車等の自動車検査証に記載される所有者がリース契約を締結する事業者であること。

エ 市税を滞納していない者であること。

オ リース契約の契約者であり、かつ、リース契約期間が4年以上であること。

(3) 充電設備を購入する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 市内に主たる事務所又は事業所を保有する個人事業主（青色申告を行っている者に限る。）又は法人（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。）であること。

イ 充電設備を市内の主たる事務所又は事業所へ設置する者であること。

ウ 市税を滞納していない者であること。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を全て満たすものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、申請額の合計（補助金を交付しないものと認めたものを除く。）が予算額に達した日をもって受付を終了するものとする。

(1) 電気自動車 15万円

(2) プラグインハイブリッド車 10万円

(3) 充電設備 補助対象設備の本体の購入に要した費用の4分の1と、10万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、前項各号に規定する補助対象設備に対して補助対象事業の完了する日が属する会計年度内においてそれぞれ1回限りとし、前項第1号及び第2号に規定する補助対象設備に対しては1台を上限とし、前項第3号に規定する補助対象設備に対しては2基を上限とする。

(交付申請書)

第7条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付申請書は、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、別表第2の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める必要書類を添えるものとする。

(交付（不交付）決定通知書)

第8条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知書及び不交付決定通知書は、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）とする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の実績報告書は、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金実績報告書（様式第4号）とし、別表第3の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める必要書類を添えるものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、規則第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（書類の保管期間）

第11条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年間とする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第2号の規定により市長が指定するものは、補助対象設備の本体の購入に要した費用又はリース契約のうち補助対象設備に係る費用の総額が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、4年とする。

- 3 補助金の交付を受けた補助対象設備の処分に関し規則第21条の規定により承認を受けようとする者は、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、事業者向け電気自動車等普及促進事業補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時からの第2項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（補助金の見直し）

- 2 市長は、この補助金について、令和6年4月1日から3年を経過するごとに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則（令和8年3月25日告示第42号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象設備	補助要件
電気自動車等	<p>(1) 初度登録された日から起算して1年を超えない車両であること。ただし、プラグインハイブリッド車は令和8年4月1日以降に登録された車両に限る。</p> <p>(2) 交付申請の日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。</p> <p>(3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が市内にあること。</p> <p>(4) 外部給電機能を有すること。</p>
充電設備	<p>(1) 交付申請の日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の充電設備となっていること。</p> <p>(2) 市内の事務所又は事業所に設置される充電設備であること。</p>

別表第2（第7条関係）

補助対象設備	必要書類

電気自動車等	<p>(1) 車両注文書、契約書又は製品名及び価格が明示されている見積書若しくはリース契約の契約書の写し</p> <p>(2) 市税調査同意書（様式第2号）</p> <p>(3) 最新年度の青色申告書の写し（個人事業主の場合のみ必要）</p> <p>(4) 発行日から3月以内の登記事項証明書（現在事項登記事項証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ必要）</p> <p>(5) 完納を証明した直近の法人市民税納税証明書又は法人設立・設置届出書（法人で登記事項証明書に市内の事業所の記載がない場合のみ必要）</p>
充電設備	<p>(1) 契約書又は製品名及び価格が明示されている見積書</p> <p>(2) 市税調査同意書（様式第2号）</p> <p>(3) 最新年度の青色申告書の写し（個人事業主の場合のみ必要）</p> <p>(4) 発行日から3月以内の登記事項証明書（現在事項登記事項証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ必要）</p> <p>(5) 完納を証明した直近の法人市民税納税証明書又は法人設立・設置届出書（法人で登記事項証明書に市内の事業所の記載がない場合のみ必要）</p>

別表第3（第9条関係）

補助対象設備	必要書類
電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車検査証の写し</li> <li>(2) 車両代金の支払を確認できる書類又はリース契約の対価として支払う額のうち、車両本体に係る額が分かる書類</li> <li>(3) 車名及び購入価格又はリース契約の対価として支払う額の総額が明示されている書類</li> <li>(4) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
充電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 購入設備の支払を確認できる書類</li> <li>(2) 保証書その他購入設備の型式・製造番号が分かる書類</li> <li>(3) 充電設備の設置状況が分かる写真</li> <li>(4) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>